

大阪市工業用水道特定運営事業等 令和5年度モニタリング方針（改訂）

本方針は、大阪市工業用水道特定運営事業等モニタリング計画に基づき市が実施するモニタリングにおいて、令和5年度に特に重点的に取り組む事項を定めるものである。

1 モニタリングの重点事項

市のモニタリングは、事業期間を通じて定例的に行うものとして、運営権者の発議のもとで行う重要管理点等の承認や、報告書や業務全般を運営権者がセルフモニタリングした結果について確認することで主に構成される。

これに加え、特に令和5年度に重点的にモニタリングする事項として、

- ① 前年度の課題を踏まえたもの（令和4年度のモニタリングを経て、顕在化した課題や、改善に取り組んだもの）
- ② 令和5年度特有の業務に対するもの

について、下記に示す「手段」を用いて、「着眼点」に関する運営権者の業務状況を確認する。

[手段]

- (A) 市が「承認・確認」を行う計画書や報告書等について、着眼点にかかる内容を満たしていることを確認する。
- (B) 運営権者の事業所等に保管されている記録類を実地で確認する。
- (C) 作業や工事等における製品仕様や完了状況等を実地で確認する。

[着眼点] （★の項目は①前年度の課題を踏まえたものに該当）

(1) 全体

(ア) 令和5年度に実施する各種施策及び取組が、要求水準書に定めた事業運営上の基本方針（※1）等に基づき、運営権者が策定した事業戦略（※2）の実現に向けて、有効な成果が上がっていることの評価が適正になされているか。（A）

※1 要求水準書第1－3「運営権者に求める基本方針」

※2 全体事業計画書I－1に掲げる、工業用水道事業の持続可能な仕組みを構築するための運営体制・費用構造・収益基盤の3つのサステイナビリティ戦略

(イ) 要求水準の未達又は未達に繋がるおそれのある事象が発生した場合において、速やかに是正措置を講じるとともに、他部門も含めて類似の事象がないか

を点検し、再発防止に向けた取組について、社内に水平展開する仕組みが確立され、実践されているか。(A)(B)

(ウ) 重要な社内意思決定（社内会議、セルフモニタリングなど）において、各プロセスの記録管理等が適正に行われているか。(B)★

(2) 総務・CS部門

(ア) 「大阪工水アクセラレートフィールド」において選定する技術分野・技術保有者について、運用規程に基づき、事業の持続性向上が期待でき、施設の機能を阻害しないものとなっているか。(A)

(イ) 試験料金プランの効果測定結果等の根拠に基づき、需要喚起が期待できる内容として、合理的に新料金プランが設定されているか。(A)

(ウ) 新料金プランについて、工業用水道料金算定要領（平成25経産省告示第19号）の趣旨を踏まえた内容（特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない、原価に照らして公正妥当等）となっているか。(A)

(エ) 利用者が新料金プランの内容（算定方法等）を十分に理解できるよう、分かりやすい方法で周知できているか。(A)(B)

(オ) 令和4年度の支援策活用状況及びヒアリング結果等を踏まえ、需要喚起につながる内容として、合理的に給水収益等増加策が立案されているか。(A)

(3) 浄水部門

(ア) 維持管理データベースのデータ項目の整理及び初期データの入力を完了し、本格運用に移行できているか。(B)

(イ) 配水ポンプの状態監視に係る取得データの分析を行い、故障予知に向けた評価手法の検討結果がまとめられ、令和6年度の取組方針に反映されているか。(B)

(ウ) 令和5年度の更新対象設備について、事業計画どおりに実行されているか、施工や安全管理が適切に行われているか。(B)(C)★

(エ) 净配水施設の点検・整備等の計画一覧表が作成され、点検整備等が計画どおりに実行されているか。(B)★

(オ) 自家用電気工作物保安規程にのつとり選任した電気主任技術者等の関係を示す実施体制表や保安教育及び訓練などの一覧表が作成され、それらが適切

に運用されているか。 (B) ★

(カ) 配水圧力低下事象に対する再発防止策が講じられ、有効に機能し、遵守できているか。 (B) (C) ★

(4) 給配水部門

(ア) 管路の点検・調査業務において、実施計画に対する進捗状況を定期的に把握し、不測の事態が生じた場合には速やかに当該計画を見直すなど、実施すべき業務を着実に履行するための進捗管理が適切に実施されているか。
(B) ★

(5) 計画・設計部門

(ア) 状態監視手法で得られたデータ（漏水音センサ、衛星画像解析、水量・水圧）の分析に基づく評価が行われるとともに、分析・評価に関する記録やこれにより得られたノウハウが形式知化されているか。また、評価結果が適切に反映された令和6年度管路管理方針が策定されているか。 (B)

2 実施スケジュール（主なもの）

		確認等の時期			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
(A) 承認・確認	全体	(ア) 施策の有効性評価	特定部門に限定しない全体に係る着眼点（左記のア～ウ） については、それ単体での実地調査を行うのではなく、各部門の着眼点に基づく実地調査を行う際に、合わせて確認等を行うものとする		
		(イ) 要求水準未達等が生じた場合は正措置及び再発防止の仕組みの確立・実績			
		(ウ) 意思決定プロセスの記録管理			
	総務・CS 部門	(ア) アクセラレートフィールドの技術分野・技術保有者の選定状況	○	○	○
		(イ) 新料金プランの合理性		○	
		(ウ) 新料金プランの公正性			
		(エ) 新料金プランの周知			
(B) 記録類の 実地確認	計画・設計 部門	(ア) 状態監視保全手法の分析・評価等			○
	給配水 部門	(ア) 管路の点検・調査業務の進捗管理		○	
	浄水部門	(ア) 維持管理データベースの移行状況			○
	浄水部門	(イ) 配水ポンプの状態監視の調査結果			○
	浄水部門	(エ) 浄配水施設の点検・整備等の計画的実施		○	
	浄水部門	(オ) 自家用電気工作物保安規定に則った電気主任技術者等の実施体制や保安教育及び訓練等の適切な運用		○	
	浄水部門	(カ) 配水圧低下事象に対する再発防止策		○	
(C) 作業や工事等 の完了状況等 の実地確認	浄水部門	(ウ) 更新工事の施工・安全管理状況			○
反映					
令和6年度 事業計画書				○	
令和6年度 モニタリング方針					○